

議第七十四号

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例について

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県博物館条例等の一部を改正する条例

(岐阜県博物館条例の一部改正)

第一条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(岐阜県旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 岐阜県旅館業法施行条例(昭和二十四年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第三条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第四条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(岐阜県暴力団排除条例の一部改正)

第五条 岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。